

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第四項（法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二第一項並びに法第五十八条の二第二項及び法第五十九条の二第二項において読み替えて準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条ノ二第二項の議決権の行使について参考となるべき事項並びに法第五十八条の二第二項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ二第四項並びに法第五十九条第二項において読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の特定社員又は優先出資社員が議決権を行使するための書面の様式は、この命令の定めるところによる。</p> <p>（一般的記載事項等）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第四項（法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二の議決権の行使について参考となるべき事項及び法第五十九条第二項において読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の優先出資社員が議決権を行使するための書面の様式は、この命令の定めるところによる。</p> <p>（一般的記載事項等）</p>

第三条 法第五十三條第四項において読み替えて準用する商法特例法第二十一條の二第二項並びに法第五十八條の二第二項及び法第五十九條の二第二項において読み替えて準用する商法第二百二十九條ノ二第二項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載する書類（以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、二（略）

三 法第八十四條第三項において読み替えて準用する商法第二百七十五條の規定による監査役の意見があるときは、その要旨

2（略）

3 同一の社員總會に關して特定社員又は優先出資社員に提供されるものうち、他の書類に記載されている事項及び電磁的方法（法二十九條第四項の電磁的方法をいう。）により提供される情報の内容とされている事項については、これを明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

4（略）

（特定目的会社提案の場合の記載事項）

第四条 議案が取締役の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一（略）

第三条 法第五十三條第四項の規定により読み替えて準用する商法特例法第二十一條の二に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載する書類（以下「参考書類」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、二（略）

三 法第八十四條第三項において読み替えて準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百七十五條の規定による監査役の意見があるときは、その要旨

2（略）

3 同一の社員總會に關して特定社員又は優先出資社員に送付される他の書類に記載されている事項については、その記載がされている箇所を明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

4（略）

（特定目的会社提案の場合の記載事項）

第四条 議案が取締役の提出に係るものであるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一（略）

(次条第一項第一号に移記)

二 取締役又は監査役の解任に関する議案の場合 解任の理由

三 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ (略)

(次条第一項第二号に移記)

ロ (略)

四 (略)

五 取締役又は監査役の報酬を定める議案の場合 報酬額算定の基準又は改定の理由

六 取締役又は監査役の退職慰労金を定める議案の場合 取締役又は監査役の略歴

七 (略)

八 その他の議案の場合 提案の理由(その決議に際して社員総会において一定の事項の開示を要する議案の場合は、その開示すべき事項を含む。)

2 前項第一号、第二号、第五号又は第六号の場合において、法第八十三条第二項の規定により読み替えて準用する商法第二百七十九条

二 会計監査人の選任に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革

三 取締役若しくは監査役の解任又は会計監査人の解任若しくは不
再任に関する議案の場合 解任又は不
再任の理由

四 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定目的会社が法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社であるときは、会計監査人の意見の要旨

ハ (略)

五 (略)

六 取締役又は監査役の報酬に関する議案の場合 報酬額算定の基準又は改定の理由

七 取締役又は監査役の退職慰労金に関する議案の場合 取締役又は監査役の略歴

ハ (略)

九 その他の議案の場合 提案の理由

2 前項第一号、第三号、第六号又は第七号の場合において、法第八十三条第二項の規定により読み替えて準用する商法第二百七十九条

第三項において準用する同法第二百七十五条ノ三又は法第八十四条第三項の規定により読み替えて準用する商法第二百七十五条ノ三の規定による監査役の意見があるときは、その要旨をも記載しなければならない。

(次条第二項に移記)

(次条第三項に移記)

3| 第一項第五号の場合において、議案が取締役又は監査役の報酬を総額をもつて定めるものであるときは、取締役又は監査役の員数をも記載しなければならない。

4| 第一項第六号の場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容をも記載しなければならない。ただし、その基準を記載した書面又は電磁的記録(法第五条第三項の電磁的記録をいう。以下同じ。)を本店に備え置いて社員の閲覧(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号)附則第二条の規定によりなお効力を有するものとされる旧特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則(平成十年総理府・大蔵省令第第八号)第三十条の六に定める方法により表示したも

第三項において準用する同法第二百七十五条ノ三又は法第八十四条第三項の規定により読み替えて準用する商法第二百七十五条ノ三の規定による監査役の意見があるときは、その要旨をも記載しなければならない。

3| 第一項第二号又は第三号の場合において、法第九十六条の規定により読み替えて準用する商法特例法第六条の三の規定による会計監査人の意見があるときは、その要旨をも記載しなければならない。

4| 会計監査人の選任、不再任又は解任に関する議案が監査役の請求により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければならない。

5| 第一項第六号の場合において、議案が取締役又は監査役の報酬を総額をもつて定めるものであるときは、取締役又は監査役の員数をも記載しなければならない。

6| 第一項第七号の場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容をも記載しなければならない。ただし、その基準を記載した書面を本店に備え置いて社員の閲覧に供しているときは、この限りでない。

の閲覧)に供しているときは、この限りでない。

第四条の二 法第九十条第一項に規定する会計監査人存置会社にあつては、前条第一項に規定する場合においては、参考書類には同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載しなければならない。

一 会計監査人の選任に関する議案の場合 次に掲げる事項

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革
二 会計監査人の解任又は不再任に関する議案の場合 解任又は不再任の理由

三 前条第一項第三号の場合 会計監査人の意見の要旨

2| 前項第一号又は前条第一項第二号の場合において、法第九十六条において準用する商法特例法第六条の三の規定により会計監査人が意見を述べるときは、その要旨をも記載しなければならない。

3| 会計監査人の選任、不再任又は解任に関する議案が監査役の請求により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければならない。

(社員提案の場合の記載事項)

第五条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものであるときは、参考書類には、議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係

(新設)

(社員提案の場合の記載事項)

第五条 議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係るものであるときは、参考書類には、議案が特定社員又は優先出資社員の提出に係

る旨、その特定社員又は優先出資社員の議決権の数及び議案に対する取締役の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定社員又は優先出資社員から四百字以内の提案理由を記載した書面又は四百字以内の提案理由を記録した電磁的記録が社員総会の会日の六週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が取締役又は監査役の選任に関するものである場合において、第四条第一項第一号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録が社員総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 (略)

3 前項の規定は、二以上の社員から同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した第一項第一号の書面又は電磁的記録が提出されている場合について準用する。

4 第四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

第五条の二 会計監査人存置会社にあつては、特定社員又は優先出資社員の提出に係る議案が会計監査人の選任に関するものである場合において、第四条の二第一項第一号に定める事項を記載し、又は記

る旨、その特定社員又は優先出資社員の議決権の数及び議案に対する取締役の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定社員又は優先出資社員から四百字以内の提案理由を記載した書面が社員総会の会日の六週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨。ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。

二 議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める事項を記載した書面が社員総会の会日の六週間前までに提出されているときは、その内容。ただし、明らかに虚偽である場合を除く。

2 (略)

3 前項の規定は、二以上の社員から同一の趣旨の提案理由を記載した第一項第一号の書面が提出されている場合について準用する。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

(新設)

録した書面又は電磁的記録が社員総会の会日の六週間前までに提出されているときは、参考書類には、その内容をも記載しなければならない。ただし、明らかに虚偽であるときは、この限りでない。

2| 第四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(賛否の記載)

第七条 法第五十八条の二第二項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ二第四項の特定社員又は法第五十九条第二項において読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の優先出資社員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)には、議案ごとに、特定社員又は優先出資社員が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 (略)

(社員の氏名等)

第九条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき特定社員又は優先出資社員の氏名及び議決権の数を記載し、特定社員又は優先出資社員が押印する欄を設けなければならない。

(賛否の記載)

第七条 法第五十九条第二項の規定により読み替えて準用する商法特例法第二十一条の三第二項の優先出資社員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)には、議案ごとに、優先出資社員が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 (略)

(優先出資社員の氏名等)

第九条 議決権行使書面には、議決権を行使すべき優先出資社員の氏名及び議決権の数を記載し、優先出資社員が押印する欄を設けなければならない。